

【様式第 25 号】産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書

作成及び提出のてびき

1 根拠法令等

岩手県では、廃棄物の適正処理を推進する観点から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」において、前年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績について【様式 25 号】により毎年 6 月 30 日までに報告することを義務付けています。なお、報告書の提出について、本県から事業者宛に依頼文書等による連絡は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

2 対象者

岩手県の産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者の方

3 対象期間及び内容

前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬の実績（自社運搬の実績は除く）

4 提出期限

毎年 6 月 30 日まで

5 提出方法

(1) 【紙媒体】で報告する場合

様式第 25 号に必要事項を記入のうえ、郵送または持参によりご報告ください。

提出部数は正副 2 部です。なお、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、3 部と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 【岩手県電子申請・届出サービス】を利用して報告する場合（令和 8 年 4 月 1 日から申込可能）

岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」から「様式第 25 号産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書の提出」を選択のうえ、必要事項を入力した様式第 25 号の Excel データまたは PDF データを添付してお申し込みください。

■ 岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay

6 報告書（様式第 25 号）の入手方法

報告書の様式や記載例は、以下の岩手県公式ホームページからダウンロードすることができます。

1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書（様式第 25 号）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072031.html>

7 提出先

収集運搬業の許可申請の際に手続きを行った県の公所（出先機関等）に提出してください。

なお、積み下ろしが盛岡市内で盛岡市の収集運搬業の許可のみ受けている場合は、盛岡市役所廃棄物対策課(※)に提出してください。

公所（出先機関等）	管轄市町村等	問合せ先
盛岡広域振興局保健福祉環境部 （盛岡市内丸 11-1）	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・ 紫波町・矢巾町	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部 （奥州市水沢大手町 5-5）	奥州市・金ヶ崎町	0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （花巻市花城町 1-41）	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	0198-41-5405
一関保健福祉環境センター （一関市竹山町 7-5）	一関市・平泉町	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部 （釜石市新町 6-50）	釜石市・大槌町	0193-27-5538
大船渡保健福祉環境センター （大船渡市猪川町字前田 6-1）	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-22-9814
宮古保健福祉環境センター （宮古市五月町 1-20）	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部 （久慈市八日町 1-1）	久慈市・普代村・野田村・洋野町	0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （二戸市石切所字荷渡 6-3）	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-9219
岩手県庁資源循環推進課 （盛岡市内丸 10-1）	県外の事業者・盛岡市	019-629-5368

※盛岡市役所廃棄物対策課（盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755）への提出方法等の詳細は、盛岡市役所のホームページ（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）をご確認ください。

8 留意事項

- 当該年度の運搬実績がない場合でも報告は必要です。その場合は、様式の空欄に「実績なし」と記載して提出してください。なお、自社運搬分は除いてください。
- 報告書への社印・代表者印等の押印は不要です。
- 電子マニフェストを使用した実績についても報告の対象となります。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告する場合は、別紙の操作方法をご参照のうえご報告願います。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、申込を行った時点で受付完了となります。そのため、記載内容の確認・修正等があった場合のみ担当から連絡をします。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、控えの返送は行いません。
受付印を押印した控えが必要な方は、必ず紙媒体でご提出ください。

9 記入上の注意

- 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲むか、報告しない方を取り消し線により消し、報告対象となる年度を記載願います。
- 「報告者」欄は、許可証に記載された住所、氏名を記載願います。
- 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」を記載し、積替え・保管の有無を括弧書きで記載願います。
- 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
- 「許可番号」欄は、許可証に記載されている 11 ケタの番号を記載願います。
- 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業場所在地、受託量を記載願います。また、(再委託を受けた場合) 委託した収集運搬業者について記載願います。
- 「運搬先」欄は、廃棄物を実際に搬入した先の処分業者の名称、処理場所在地(積替え保管の場合は保管場所の所在地)と運搬量を記載願います。(再委託した場合) 再受託者の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
- 「引き渡した者」欄は、廃棄物の受入を契約した相手方の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載願います。
- 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第 25 号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html) をご確認願います。